

総務省公害等調整委員会

ちやうせい

平成30年11月 第95号





フォトコーナー



▲花見山

(写真提供：福島県福島市)



▲鯖湖湯（さばこゆ）

(写真提供：福島県福島市)



▲北山湿地に生息する「ギフチョウ」

(写真提供：愛知県岡崎市)



▲バラと福山城

(写真提供：広島県福山市)

目 次

フォトコーナー

特集記事「国と地方の連携」

- 一 対談 「公害紛争処理の現状」－（平成 30 年 9 月 21 日開催）…………… 1
- 出席者 公害等調整委員会委員長 荒井 勉
 京都府公害審査会会長 吉田 誠司
 公害等調整委員会事務局長（進行） 川淵 幹児
 公害等調整委員会事務局 ※

ネットワーク

- 最前線紹介 「環境共生都市 岡崎を目指して」…………… 19
 愛知県岡崎市環境部環境保全課

- がんばってまーす 苦情処理で思うこと…………… 21
 福島県福島市環境部環境課 中村 誠彌

- がんばってまーす 「対話力」と「法規制のあり方」…………… 24
 広島県福山市経済環境局環境部環境保全課 岩上 将也

- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律…………… 27
 環境省水・大気環境局土壤環境課

- 公害等調整委員会の動き…………… 36
- 1 審問期日の開催状況（平成 30 年 7 月～9 月）
 - 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 30 年 7 月～9 月）
 公害等調整委員会事務局 ※

- 都道府県公害審査会の動き…………… 39
 受付・終結事件の概要（平成 30 年 7 月～9 月）
 公害等調整委員会事務局 ※

公害紛争処理制度に関する相談窓口

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

鞆の浦「常夜燈」（写真提供：広島県福山市）＜関連 P24＞

鞆港西側の雁木の南端に立つ常夜燈（とうろどう＝燈籠塔）は、鞆の浦の 1 番のシンボルです。「安政六年己未七月」（1859 年）に建造され、海中の基礎部分を入れると高さはおよそ 10 メートル、常夜燈の高さでは日本一を誇ります。

南に弓状の港を有する鞆の浦は多島海の天然の良港で、豊後・紀伊水道がぶつかる瀬戸内海の中央部に位置し、“潮待ちの港”として栄えました。

1826 年、オランダ商館の医師・シーボルトは『江戸参府紀行』の中で「活気に溢れた町」と記しています。その港町の海上安全を支えたのが、この常夜燈です。

現在も鞆の浦のシンボルタワー的役割を担っています。

特集記事「国と地方の連携」

対談 「公害紛争処理の現状」

平成30年度は「国と地方の連携」をテーマに特集記事を連載（全4回）しています。

第3回として本号では、「公害紛争処理の現状」をテーマとした対談を開催しましたので、その概要を掲載します。

対談者は、当委員会の荒井勉委員長、京都府公害審査会の吉田誠司会長、進行役は当委員会の川淵幹児事務局長です。

対談者 略歴紹介

公害等調整委員会 委員長 荒井 勉



昭和50年 東京大学法学部卒

東京地方裁判所部総括判事、司法研修所教官、司法研修所事務局長、宇都宮地方裁判所長、さいたま地方裁判所長、東京高等裁判所部総括判事、東京地方裁判所長、福岡高等裁判所長官を歴任。平成29年7月より現職。

京都府公害審査会会長 弁護士 吉田 誠司



平成5年 京都大学法学部卒

平成9年4月に弁護士登録の後、平成21年4月から平成22年3月まで京都弁護士会副会長。

京都府公害審査会には平成23年4月から委員、平成29年4月からは会長に就任。現在は、弁護士業務と併せ、上記公害審査会長のほか、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事(平成18年4月～)、京都地方裁判所及び京都簡易裁判所 調停委員(平成24年4月～)、京都市第2行政不服審査会委員(平成28年6月～)を務められている。

【川淵局長】吉田会長並びに京都府公害審査会事務局の皆様には、本日は、ご多忙中のところ、また、お足元の悪い中をお越しいただき、大変ありがとうございます。今回の対談でございますが、公害紛争の処理については、国、地方公共団体いずれにおいても公害紛争の形態、周辺を取り巻く様々



な事情が変わってきていますけれども、公害紛争を円滑かつ納得性の高い形で解決していくためには、私ども公害等調整委員会、各都道府県の公害審査会等やその事務局、それから市区町村との連携が重要だと考えております。その中でお互いに有用な情報を共有する、学び合うということが大切ではないかと存じます。

このような観点から、私ども関係者のコミュニケーションツールであります機関誌『ちょうせい』において、今年は、「国と地方の連携」をテーマにした記事を掲載していくこととしておりまして、その一環として、今回このような形での対談をお願いしたものでございます。

では早速、それぞれごあいさつをいただければと思います。荒井委員長からお願いいたします。

【荒井委員長】 委員長の荒井でございます。本日は、吉田会長には大変お忙しい中、また悪天候の中、わざわざお越しいただきまして、ありがとうございました。また、吉田会長には、平素から地域の公害紛争処理に精力的にご尽力を頂いております。また、京都府の公害審査会として活動される一環として、地域内の市町村の公害苦情担



当者に対する研修会なども企画されているようにお聞きしております。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今日の対談は、地域で公害紛争処理を最前線で担当しておられるお立場から、その実情をお聞かせいただいて、またそれを通じて感じておられる今後の改善点や問題点について、ご提言をいただき、それを私ども委員会として今後の参考にするとともに、全国にフィードバックしていきたいと思っていますので、忌憚のないご意見をお聞かせくださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田会長】 京都の公害審査会の会長をしております吉田です。今回この企画に京都府公害審査会をお選びいただき、本当にありがとうございました。そもそも私が弁護士になろうと思ったきっかけの一つに公害事件がありまして、大学生の頃に水俣病の裁判が京都で行われていたのですが、それを傍聴することがありました。社会科で習っていた水俣病が、実はまだ解決しておらず、なぜ京都で裁判になっているのかというので興味を持ち、いろいろ調べると、水俣病の公害で漁業という生業を失ってしまった人たちが、大阪とか東京とか様々なところに移住せざるを得なくなって、何年もたってから症状が発生して、損害賠償請求訴訟を各地で提起するというそういう時期だったのです。公害というものの重大さ、被害の広範さというものを目の当たりにして、こ

ういうことの救済に当たればいいなということで、弁護士を目指したというところもございました。

登録以来、弁護士会には公害対策・環境保全委員会という調査研究をする委員会がありますので、ここにずっと登録を続けて、いろいろな公害問題や環境問題に関心を持って追いかけていまして、そういうバックグラウンドから平成23年に、京都の公害審査会に委員として派遣されることになったという次第でございます。

私にとっては、公調委は弁護士を目指したころから知っておりましたし、豊島事件のようなものを解決してきたということを知っていましたので、この対談に、非常にわくわくしているところでございます。今日は、何かいい情報とか知恵を持って帰りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◆ 京都府公害審査会における事件処理の現状

【川淵局長】ありがとうございました。では、最初に京都府公害審査会における事件処理の現状をご紹介します。と思います。

【吉田会長】京都府公害審査会での事件処理の現状ということで、平成25年受付け分以降の事件を見ますと、やはり近隣型の紛争、しかも小規模な紛争が増えていることが特徴だと思います。中でも騒音問題が大半になってきているというふうに思います。どうして騒音ばかりが起きるのかなと思っているんですけども、委員長には何かお心当たりはございますか。

【荒井委員長】確かにそれは私も感じているところです。ただ、公調委に来る裁定事件の内訳を見るとやはり騒音は多いですが、振動とか地盤沈下、大気汚染とかなりバリエーションはあるという気はしております。

近接している住宅や幼稚園等からの騒音問題が増えている背景には、子育てが終わった世代や高齢者の方は、自宅にいる機会が増えてきていますから、そういう人たちにとってはいろいろな音が気になるという状況があるのかなという感じを持っております。

【吉田会長】そうですね、本当にお隣同士の小規模な事業者と普通の住民、それもほぼ100%が単数の方なのですけれども、そういう事件がやはり多くなってきています。

京都府の過去の事件を改めて見返してみますと、昔の近隣型の事件というのは、京都らしいものでは、お隣の機織りの機械の音がうるさいというものとか、あるいは多分バブルのころに頻発したのかと思いますけれども、マンションとかビルの建設工事に伴う騒音といった、事業活動に伴う騒音はあったのだろうとは思うのですけれども、平成20年ごろを境に、どうも発生源がそういう事業活動のものというよりは、生活上の騒音とか、社会生活上普通は許されているような人

の声、学校行事であるとか、スポーツ施設であるとか、教育関係、といったものの騒音が紛争になっているという傾向があるなと思っています。

【荒井委員長】最近の近隣からの生活上の騒音ということであれば、例えば家庭用コージェネレーションシステムによる低周波音被害の案件などは、責任裁定で申請されたものであっても、結論を出す過程で双方から事情や意向を聞いた上、問題のコージェネレーションシステムを、申請人宅から遠いほうに移設するというような形で職権による調停を勧告して、調停が成立し、責任裁定より抜本的な解決が図られることも少なくありません。

【吉田会長】低周波騒音の事件というのも、京都府でもあがってきておかしくないだろうなと思っているのですが、少なくとも調停事件としてはあがってきていません。苦情申立てのレベルでは一定数出てきているとは聞いていますがけれど、もしかしたら低周波は、相手方を特定しにくいので、なかなかあがってこないではないか。被害はあるのだけれども、相手方がどこかわからないのであがってこないということがあるのかも知れません。

【荒井委員長】先程、吉田会長から、騒音でも発生源に少し変化があるというお話がありました。今、学校や公共的な施設に対する騒音の紛争が多くなっているということですがけれども、そういうことが紛争化する要因として、何かお考えの点はありますか。

【吉田会長】そうですね。昔よく頻発していたいわゆる工事騒音というものは、その工事期間が終わればストップする性質のものですけれども、今よく起きてくる問題は、終わりが無いような騒音が多い。例えば、京都で最近起こった事件では、マンションの立体駐車場の機械の音。これは、マンションが存続する限り終わりがありませんのでずっと続きます。それから、幼稚園の音がうるさいとか、グラウンドでのスポーツの音が気になるとか、そういうものも基本的には終わりが来ない。そういうものに対して、被害者側から我慢の限度が来てしまうというところ。工事の間は我慢ができて、終わりのないものは我慢できなくなってしまうということが、一つあるかなと思います。

もう一つは、申し立てる側の生活スタイルの変化ということもあるのかなとは思いますが。先程委員長もおっしゃられていましたが、高齢者が定年退職後にご自宅にいることが多くなって、それまでは、全然接触していなかったのが気にならなかったことが気になるようになって、これが紛争に発展してしまうということもあるかなと思います。

あと、京都府では、京都特有の事件と言うべきかどうかわかりませんが、景観に関わるような開発事件というのがたまにございます。近年でも、世界遺産になっているお寺とか文化財の周りで開発が行われて、それに伴ういろいろな悪臭とか振動とか騒音に絡めて調停の申し立てがあるということがありました。

◆ 事件処理における留意点や注意点について（実際の調停事例を基に）

【川淵局長】 少し具体的なお話を伺いたと思います。吉田会長が調停委員長として直接関わられた「学校運動場からの騒音被害防止事件」ですが、これは調停が成立した案件ですね。

【吉田会長】 はい。調停期日は11回行いました。

【荒井委員長】 事件処理の詳細な資料を拝見しましたが、精力的に調停の音頭をとられたようですね。現地にも行かれている。この事件、成立までこぎつけるのはなかなか難しいものだったと推察いたしますが、成立に導いた要因は、何だったとお考えですか。

【吉田会長】 このケースでは、あるときをターニングポイントにぐっと潮目が変わったというのがありました。8回目ぐらいの調停期日で、同席調停をやってみたのです。そこで、被申請人のほうから直接謝罪があった。これまで長年大変ご迷惑をかけたという謝罪があつて、それで申請人のほうが、今の謝罪の言葉を初めて聞きましたと。調停申請以前に3、4年の苦情の期間があり、調停を申請してからも1、2年が経っていて、その中でようやく直接謝罪の言葉を聞きましたということで、そこでぐっと両者の距離が縮まっていって、解決しようという機運になってきました。

【荒井委員長】 確かに、それまでは移転地を探す、あるいは別のところで練習をするというようなことを考えていたけれども、なかなかそれがうまくいかないということで、申請人もいら立っているようなところが見えていたようですね。そこで同席調停という工夫をされたんだなど、資料を拝見して思っていました。この、当事者同席で申請人の疑問点や被申請人としての思いをダイレクトに交換したこと、これは確かに有効な方法だなどと思って、この経過を拝見していたのですけれども、やはりそこが大きかったですか。

【吉田会長】 そうですね。ここで潮目が変わったなというのがありました。

また、他の2人の調停委員がかなり積極的にいろいろな解決案を出してくれていました。調停委員3人が3人とも非常に熱意を持って、何とかしようと思った事件でしたね。というのは、当初申請書を見た瞬間に何とかなる事件だと思っていたのです。問題のグラウンドが広いので、場所を変えれば音は低減するだろうし、あともう1個別にグラウンドも持っているという学校だったので、いろいろな解決のオプションがとれるだろう。解決できるという自信があったのですけれども、やり始めるとなかなかこれが難しくて、被申請人(学校側)が「もうこれ以上無理だと思います」というような、途中はちょっと暗礁に乗り上げてしまいました。

【荒井委員長】 今吉田会長が言われたこの当事者双方同席でということなんですが、それは吉田会長やその他の調停委員たちのアイデアでやってみようということになったのですか。

【吉田会長】そうですね。でも、そこで被申請人が謝罪の言葉を使うということは想定外でした。けれども、何というのか、我々がお膳立てをすることができたというのは、それまでの調停の意味があったのじゃないかなと思いました。多分平場で直接謝罪ということはなかなか彼らも難しかったでしょうけれども、我々がステージをつくって、それまで何回も間接的な話を繰り返して、そろそろ一度両方で直接疑問点をぶつけ合ってみたらどうですか、という提案にずっと乗ってくれて、そこで自然に謝罪の言葉が出たのではないかなと思います。

【荒井委員長】そうですね。大体普通は、調停期日というと、調停委員が個別に言い分を聞いたりと、希望を聞いたりとということでやっていますから、双方同席で直接話し合いをさせるということはありません。それをやってみようと思われた。それがうまく打開する一つのポイントになると思われたわけですね。

【吉田会長】それまでに、もう相当長く調停をやってきていたので、顔見知りになって、信頼関係もできてきて、直接会わせても、そんなに揉めないのではないかと。揉めてもしっかり止められるのじゃないかという自信が出てきていましたので。

【荒井委員長】なるほど。信頼関係が築けていたからということですね。でも、それはすごくいい工夫、アイデアだと思います。確かに直接相手方に面と向かって謝罪することがきっかけになって、感情的なもの、ボルテージがぐっと下がる大きな契機になったのでしょうか。すごく参考になるお話だと思います。

【吉田会長】あまり早期にそれを焦ってやると失敗していたのかなという気がします。長くやったあげくのことだったので良かったかなと思います。そこからはこちらから調停案を示して、何度か修正して解決に至るという感じでしたね。

◆ 公害審査会による調停と、裁判所における民事調停の違い

【荒井委員長】都道府県の公害審査会にくる調停案件というのは、その前に苦情相談のプロセスがあって、そこで行政側が間に入って一生懸命対応して、解決できるものはできているわけですから、それでも解決できないものが調停として来るということなので、なかなか難しい案件が多いのだと思います。調停の成立率は、全国的なざっくりとした数字では、32%~33%程度というような感じですね。裁判の中での和解の成立も全体の中の35%~36%程度ですし、簡易裁判所の民事調停の成立率も大体35%とかそのぐらいなのですね。

それと比べると、ちょっと低いとは言っても、それ程変わらない感じかなという気がします。そういった民事訴訟の案件とか、あるいは簡裁の調停もこれまでもたくさん事件を担当されていると思いますが、そういう案件と比べて、公害審査会に持ち込まれる公害的な環境紛争の特徴と

か、あるいは何か困難にする要因みたいなものはありますか。



【吉田会長】そうですね。私も簡裁の調停委員をやっていますので、その関係でもいろいろな紛争と比較はできるのですが、公害事件の場合は、何より現場があるということが一つ大きいと思います。離婚事件とか貸金の事件とか、そういうものには現場というものはございませんが、公害事件には必ず現場があって、現場を見に行ったり、現場の状況を知ることによって、大分当事者と共感できたり、その日の内に問題点の把握を行えたりする、ということがあります。当事者の溝が深まっていることは多いのですが、事件として複雑なものはないので、もっと成立してもいいのかなとも思うのです。けれども、今委員長がおっしゃったように、訴訟の和解でも調停でも公害審査会の調停でも、ほぼほぼ3割というところが相場だなと思えば、そこに近づいているのであれば、よしとしようという感じでやっていける。

ただ、我々法律家はそういう感覚を持っているのですが、他の委員は、「何でこれだけ一生懸命頑張ってやっているのに成立しないのだろう」というお気持ちは強いかと思います。

【荒井委員長】今吉田会長がおっしゃったのは、他の民事訴訟案件と比べて、現場に行ってみることで、当事者と共通認識を持てるところがある、というお話だったので、逆に公害的な環境紛争であるがゆえの難しさみたいなものはありますか。

【吉田会長】そうですね。これは、ほとんどが近隣紛争なので、お互いに逃げたりすることができなくて、ずっとおつき合いを続けなければいけないという中で、調整をする。その調整の余地というのがなかなか小さいということがあります。

それと、訴訟の場合は大概代理人がつくと思いますけれども、この公害審査会にかかってくるものは、殆どの場合本人申請が多くて、そうするとなかなか代理人という立場の方によるもう一

つの説得みたいところが使いにくい。もちろん我々が仲介をするのですけれども、代理人というもう一人の仲介者がいないとなかなかまとまらないというところがあって、他の調停委員の先生方からも、代理人がいてくれれば、もうちょっと感情的な溝の埋め合わせをしてくれるのではないかな、という声は聞きます。

【荒井委員長】そうですね。わかります。

【吉田会長】他方、被申請人の側は、いろいろ努力はしているのだけれども、やむを得ずここまで騒音等が出てしまう、出してしまうということが多くて、全く努力もしていないというケースはほとんどない。いろいろ努力もされているので、もうこれ以上は、何というのか、過剰な義務ではないのかという思いが、やっぱりどうしても出てきてしまっ、不当なクレームを受けているみたいに逆に思ってしまったたりするわけです。そういう対立を調整していくのがなかなか難しい。一般の調停事件と比べると違うなと思います。

【荒井委員長】被害者側の被害感情もやっぱりかなり強いということですか。

【吉田会長】ええ、そうですね。

【荒井委員長】やはりそれは発生源側からすると、ある程度努力しているのにさらに言ってくる。そうすると被申請人側は申請人のことをクレーム的に見てしまうというようなことにもなりかねないですけれども、その辺は調停委員の立場でご覧になっていて、ちょっとこれは言い過ぎというか、過剰な要求だなど、ある意味クレーム的だなどと思われるようなものもありますか。

【吉田会長】中にはあります。ありますけれども、理解を示した上でお話をしていると、だんだんとは治まっていってくれます。公害事件の一つの特徴でもあると思うのですけれども、いろいろな法律上の基準値というのが定まっています。音にしても、悪臭とか大気汚染とかも、それを上回っているのか上回っていないのかというのが、すぐ最終問題になってしまうことが多くて。上回っていないと問題ないじゃないかという感じに、被申請人側が言いやすくなってしましますし、逆にちょっとでも上回っていると、今度は申請人側から違法じゃないかという感じになってきて、法律の基準がないと困るのですけれども、それが少し邪魔をするときもあるなと思います。

【荒井委員長】ありますよね。例えば敷地境界で測定するような基準になっていたりすると、敷地境界では超えていても家の中ではそこまでいっていないということもあつたりしますからね。確かに基準というのは使える場面もあれば、それが邪魔をする場面もあるということですかね。

◆ 公害審査会と事務局とのコミュニケーションの重要性

【川淵局長】私ども公害等調整委員会には専任の事務局があるわけですが、都道府県の公害審査会の場合は事務方も多くの場合かけ持ちです。ですから、こういう事件を扱うという意味

での専門性もなかなか厳しいところもあると思うのですけれども、そういう事務局との関係のあり方として、ときには法律の専門家である会長のほうから、いろいろ指導されることもあろうかと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

【吉田会長】そうですね。どこの公害審査会も同じかと思うのですけれども、調停委員会となるべく早期に現場に行きたいという思いがあるのですが、なかなか第1回期日までに現地に行けないこともある。そういう場合には、事前に事務局に調査に行ってもらったりすることが多くて、事務局には公害審査会と密にコミュニケーションをとってもらって、じゃあ、こうして行ってきてください、という感じでお願いするということになります。

それから、もちろん、私が担当していない事件のことも、逐一報告をくれますし、事務局とのコミュニケーションは重要です。

【荒井委員長】そうですね。

【吉田会長】コミュニケーションはあればあるほどいいと思っていますし、特に他の裁判とか調停（いわゆる簡裁調停）と比べると、この公害調停という制度は、事務局も一体となつての公害審査会という側面があつて、ここはとても大きいところだと思います。議事録の作成、調査の実施、場所の設定、当事者の呼び出し等の対応を全部やってくれる。そういう点で、本当に我々は調停に専念できると思っています。

【荒井委員長】なるほど。調停を調停委員会として有効に機能させるためのポイントとして、事務局との一体感ということを挙げていただいたところですが、そういう一体感が醸成されるように会長として何か心がけている点などはございますか。

【吉田会長】そうですね。そんなに心がけているというよりは、自然体でニコニコしながらやっていく感じですか。むしろ事務局のほうがいろいろ気を使って、仕事をしやすくしてくれているかなという感じはします。

【荒井委員長】そうですね。非常に強力な事務局ですよ。そういう方々が支えてくださっているというのは公害審査会としても非常に心強いでしょうね。

【吉田会長】特に公害の苦情を扱うというのはなかなか苦勞が多くて、自治体からの声でよく聞こえてくるのは、なかなか出口まで行かない仕事なので、モチベーションを保ちにくいとか、あるいはどうしても個人で抱えてしまうようなところがあつて、大事な仕事ということは理解しているけれども、なかなか率先してやる人がいないとか、そういうところは多くの自治体の悩みです。

【荒井委員長】今会長がおっしゃられた公害苦情処理の自治体における問題について、事務局としてはいかがですか。

【京都府公害審査会事務局】そうですね。京都府の場合は、公害苦情と、騒音、振動、悪臭について市町村へ指導するセクションというのが、昭和の時代からありまして、それは現在まで綿々と続いているのですが、そのセクションで典型7公害に携わる職員にとって、公害苦情対応や、騒音、振動、悪臭への対応をしっかりとマスターすることが、一つのステータスになっているところがございます。そういう職員にとっても、公害審査会の業務から我々学ばせていただくことは多いと思っております。例えば、我々の感覚では「もう無理かな」とか「もうこれは違うのではないか」と考えてしまうような問題であっても、公害審査会の先生方は粘り強く解決に向けて、調停期日を6回7回8回と持っていかれますので、仮に調停が成立しなくても双方理解が随分と進むという形になります。環境関係の問題というのはあっさり諦めずに、粘り強く少しでも歩み寄れないかと対応していく。こういうことを、常々学ばせていただいております、それは非常にありがたいことだと感じています。

【荒井委員長】京都府の場合は、伝統的にそういうモチベーションを非常に高いレベルで維持されているというところは大きいのかもしれませんね。

【吉田会長】基本的に事務局には、言うならば科学の世界、科学的な調査をお願いしているという感じだと思うのです。もちろん事務レベルの仕事もたくさんあるのですが、公害の調停



って多分原則は科学の世界のはずだと僕は思っていて、ただ、紛争である以上は、そこに我々法律家が得意とするような紛争解決の妙味みたいなものを加えて解決に持っていくというところがあって、我々が足りない科学の力のところは事務局がフォローし、事務局が足りない粘り強くいろいろ解決策を探っていくというところは我々調停委員のほうを担当し、というように、補完し合っているのではないかなと思っています。

◆ 調停成立と打ち切りの見極めについて

【荒井委員長】今、事務局の方も言われましたけれども、委員が粘り強く説得をされているという、それが調停で一番大変なところなのだろうと思うのですが、簡裁の調停委員もされているというお立場で、これはもう無理だなという、いわば打ち切るのと、もうちょっとやれば説得できるかもしれないというその見極めの場面というのは結構悩ましいところだろうと思います。そこは何かございますか。



【吉田会長】そうですね。僕は簡裁の調停委員とかこの公害審査会をやらせていただいて、だんだん覚えてきたことは、やっぱり当事者の主体性を重視しようということです。我々が解決してやるんだ、と意気込みすぎると、大概失敗に終わると思っていて。多分当事者は双方とも、何とか解決したいという思いは共通であって、その道筋、道行きがわからないから困っておられるというだけなので、私たち調停委員としては、皆さんが解決するのですよ、それをお手伝いする立場なのですよ、ということをいつも調停の冒頭で言うようにしているのです。

【荒井委員長】なるほど。

【吉田会長】当事者のエネルギーをなるべく失わないようにしてもらおうようにしているのです。そのエネルギーが落ちたときはもう打ち切りなのだろうなと思っています。エネルギー熱量がすごく高くて喧嘩はしているのだけれども、まだ高いうちは、ここは何とかなるといつも僕は思っています。多分委員長も裁判官経験の中で、やっぱりおわかりじゃないかと思うのですけれども。

【荒井委員長】確かに裁判所における調停でも、吉田会長が言われた当事者の主体性というようなところに、かなりポイントを置いて説得活動をしていると思います。

◆ 都道府県と市町村との連携について

【川淵局長】ちょっと切り口を変えますが、京都府では、府内の市町村に集まってもらっていろいろな活動を行っておられるということです。公害に関する苦情の多くは、市町村で受け付けられるということで、そういった市町村との連携、あるいは、いろいろな指導というようなこともあるかと思えますけれども、具体的にどういうことをやっておられるのか。あるいは、それによってどのような効果が表れているのか。実は、京都府でやっておられる研修会には、私ども公調委の事務局職員や公害苦情相談アドバイザーも出席させていただいているのですけれども、そういったこととお話しただけだと思います。



【吉田会長】市町村と京都府との連携ということでは、主に年に2回会議を開催しているということです。一つは、市町村の公害苦情処理担当者会議というのを1回行っています。もう一つが、新しく担当につかれた後の5月ぐらいを狙って、初任者研修というのをやっています。この年に2回行う会議、あるいは研修というのが軸になっていると聞いています。

特に公害問題というのは、騒音とか臭いとか、どうしても技術的な知識がないと苦情に対応できないということなので、これをしっかりスキルアップしてもらおうということを目的にやっています。

もちろん行政の担当者は何年かで異動していきますので、入庁してからずっとこればかりやっている人はなかなかいません。初めは皆素人ということで、いろいろな誤解とかがあるようで、例えば行政は民事不介入というようなことで、何も行政はできないのだという誤解を持ったまま担当者になった方がおられたり、あるいは環境基準を越えているか越えていないかで全て決まりなのとか、あるいは何でもかんでも防音壁とかサッシとかをつければ何とかなるのだとか、そういう発想のままの人たちが結構いるようなので、そこをうまく指導して、理解してもらっていくというので開催しているのです。

それとスキルアップをすることによって、もちろん苦情処理の段階で解決するものも多くなるでしょうし、どうしてもここでは難しいなというものをスムーズに公害審査会のほうに上げていただく道筋にもなっているのかなと。それを目的にしていると思います。

あと、工夫としては、必ず毎回参加者にはアンケートをとって、次どんなことをしてもらいたいかとか、今回のどうだったとかいう声を吸い上げて次回にフィードバックしていくという工夫をしています。

公調委のほうから講師をお願いして、説明をしていただくこともありますし、グループ討議でのケースワークのようなこともしています。

【荒井委員長】やはりそれは有効だなと感じておられるのですね。

【吉田会長】そうですね。それは、特にグループ討議とかをする中で、個人個人が知り合いになって、この分野はどこどこ市の誰々さんが詳しいとか、この分野の経験がどこどこ町の誰々さんにある、といったことから、ネットワークが自動的に広がることで、普段から情報交換できるというメリットがあるのではないかなと思っています。

【荒井委員長】調停事件には、ほとんどの場合、その前段階で市町村の苦情相談というプロセスがあると思いますが、そことつながりを感じたり、あるいはつながりを持ったりすることもありますか。

【吉田会長】そうですね。そういうのも事務局ではあるでしょうね。地元のほうから情報があがってくるというのはあると思います。

【京都府公害審査会事務局】公害苦情に対しては正しい知識を持って、すぐ現場に行き、まず音を聞いて、単純に機械的に音を測って「55dB、環境基準内ですね。」というのではなくて、先ず苦情をおっしゃっている方がどの音を気にされているのかを把握した上で対応する。前段階として、そういったことのための技術的な講習を受けていれば、苦情をおっしゃっている方へもしっかりとした対応ができるのかなと思っています。そこを間違えますと、信頼関係が崩れてしまいますので、そういう意味で役には立っているのかなと思っています。

【吉田会長】 調停にあがってくる前に、公害苦情相談の段階で、解決できるものは解決してくれているという意味でも、スキルアップは大切だと思います。

【荒井委員長】 統計的に見ても、平成28年度の公害苦情で言うと、全国で苦情相談を受付けた件数は7万件ぐらいあって、そのうち典型7公害に関連したものがざっくり言うと5万件ぐらいあるのです。そのうちの4万5千件弱は直接処理となっている。これが当事者が納得した本来的な解決に至っているのかどうかまではわかりませんが、終了になっているものが9割以上あるということです。

これは公害苦情の過程で行政が働くことで一定の成果を上げているということだと思いますが、ただ、それでもまだ全国的に見ると4千件ぐらい残っているわけです。都道府県の公害審査会に持ち出されている件数というのは年間40～50件になっていまして、京都府でも年間で言うと3件だったり4件だったりという感じですよ。したがって未解決の案件としては本来もっとあるはずではないかという気もしています。こちらが懸念しているのは、公害的な環境紛争が実際にはあるのに、公害紛争処理制度が使われずに、泣き寝入りしている当事者がいては困るという気がしていて、そうならないためにはどうしていったらいいのかということに大きな関心を持っているわけです。実際に公害審査会長というお立場で、事件はもっとありそうなのに少ないなという感触を持たれているかどうか。また弁護士として、当事者からのいろいろな相談を受けることもあろうかと思いますが、そういうことと照らし合わせたときに、現在の調停の件数というのが、実態と離れていないだろうかという辺りのお考えはありますか。

【吉田会長】 そうですね。おそらく漏れているものも相当数あるだろうなとは思っています。例えば、先程話題になった低周波騒音の問題などはもっとあってもいいのではないかな、なぜ調停にあがってこないのかなというのもあって、あれは多分市町村の苦情相談のレベルで解決しているとはなかなか思えない事件なので、多分我慢したまま終わっているものがあるのだろうなという感じがしています。

埋もれている事件を調停のほうにうまく吸いあげられるためにも、現場の窓口の方たちにしっかり知識と技術があって、かつ京都府と市町村との関係がうまく円滑にっていて、最後は調停に出せばいいのだよという出口を持って対応しているということが、大切なのだろうなと思います。現場の担当者の方たちが、もう自分にはもう無理だと思ってしまうと、拒絶してしまって、そこで紛争は埋もれて泣き寝入りということもあるので、一生懸命頑張るけれども、もう最後は調停という出口に出せばいい。こういう覚悟を持ってやってほしいと思うし、そのために研修は非常に有効だろうなとは思いますがね。

【荒井委員長】 そういう意味で研修は非常に重要だということになるのですね。

【吉田会長】まだ京都府でできているわけではないのですけれども、今お話をしながら思いつくのは、例えば地元の苦情相談が調停に至ったような事件は、地元の自治体の苦情担当の職員に調停にも立ち合わせる事ができれば、そして、どのように公害紛争が解決されていくのかとかいうのを見せてあげられたらおもしろいかなとは思っています。

【荒井委員長】確かに、調停に行けばどんなふうに自分たちの言い分を聞いてもらって、調停委員がこんなふうに調停をしてくれるのかを知っているかどうかというのは、重要かもしれませんね。

私どもも、都道府県の公害審査会と市町村の公害苦情担当者との連携を今以上に強化する方策は何かないのかなと考えているところで、今、吉田会長が言われたのは非常に大きな示唆をいただいたという気がいたします。



◆ 公害等調整委員会に求めること

【川淵局長】今、都道府県と市町村の連携が、埋もれている事件を適切に解決に乘せるために大事だというお話がありましたけれども、公害紛争処理制度は国、都道府県、市区町村で一体となってやっているものですから、地方公共団体と私ども公調委との連携、あるいは協力といったことについて、私どもに対しこういうことをやってほしいとか、こういう支援をしてほしいとか、そういったところを含めて、ご希望、ご注文などがあれば、お話をいただければと思います。

【荒井委員長】我々としては公害紛争処理の機能全体を高めていかなければならないだろうとあっていて、そのためにどんな工夫があるのかというところが非常に知りたいところです。吉田会長は、長年公害環境紛争にいろいろな立場で関与されてこられて、広いバックグラウンドをお持ちですし、そういうお立場から、どんなことでも結構ですので、お考えになったところを教えて

いただければと思います。

【吉田会長】そうですね。弁護士として、仕事をしている中の経験から言うと、まず公害紛争処理制度があることを知らない人が圧倒的に多いです。弁護士でも知らない人がたくさんいますし、いわんや一般の人にはほとんど知られていない。やはり広報、周知ということは、ぜひ国のほうにもっと力を入れてやってもらえたらいいなというのは思っています。

今現状やってもらっていることも相当頑張っておられると思うし、弁護士会にも定期的に公害紛争処理制度のパンフレットが全会員に配られたりしていますし、弁護士会に公調委から来てもらって、説明をしていただくことも確か近年あったと思いますし、非常に努力してもらっていること大変感謝しておりますけれども、ここをもっともっとやっていって欲しいなと思います。

僕自身も、司法修習生を指導する立場にあった時期に、修習生に対して、こういう紛争解決のシステムがあるのだよということを、講座を設けてやったことがあります。みなさん、スパイクタイヤがどうしてなくなったか知っていますかという話から始まって。我々弁護士も、市町村の現場の職員と一緒に、紛争解決の現場にいる人たちなので、この人たちがこの制度を知らないことには本当にどうしようもないので。一般国民に周知することももちろんですけれども、手っ取り早いのは、やはり法曹界とか地方自治体とか警察とか、そういうファーストコンタクトで苦情を持っていくような人たちにこの制度を知らせていただくということが大事なな思っております。

【荒井委員長】そこは私どもも、ずっとそういう問題意識を持っていて、やっぱり知られていないということはもう間違いがないので、どうやってそれを周知していったらいいのかということを考えているところです。弁護士会との関係で言うと、単位弁護士会に手分けして行ってはいるわけですが、限りがあるということで、近々、日弁連が出している「自由と正義」にこの制度をなるべくわかりやすくイメージがわかるように紹介していこうということを考えているところです。

それから、地方自治体や警察といった苦情の窓口になるようなファーストコンタクトを受ける立場の人たちにどうやって知らせていったらいいか。自治体の方たちには、先程の研修などを精力的にやっていただくことで、そこはある程度浸透していくのかなと思うのですけれどもね。

【川淵局長】国の行政に対する苦情とか問い合わせなどを受け付けるために、全自治体に総務省の行政相談委員というのが置かれています。これは総務大臣から委嘱されたボランティアベースの方々の方で、全国に5,000人おられますが、その方たちに、公害に関連した苦情が来た場合にはこういう制度があるということを紹介していただくとか、それから、法テラスの支部を訪問して、こういう制度があるので、もし困っている方が相談に来たらちゃんと教えていただくようにというこ

とで願するなど、そういう地道な活動ですけれども、できる範囲で始めています。

【吉田会長】法テラスをターゲットに活動されるのはすごくいいアイデアだと思います。もっと言えば、自治体が普段からやっているいろいろな無料法律相談が全国でものすごくたくさんありますけれども、そういうところに公調委のパンフレットがあったことは見たことがないので、そういうところにもあるといいなとは思っています。ただ、なかなか市町村のほうも、いろいろなところからいろいろなパンフレットが送られるので、送られても置いておけませんよというところもあるかと思っておりますけれども。

【川淵局長】私ども6月に全国の公害審査会の会長の皆さんに集まっていたいて、連絡協議会をやりましたけれども、秋には、ブロック会議ということで、全都道府県と人口10万以上の市町村には参加いただくのですけれども、全自治体というわけにはいかなくて、ブロック会議に参加されない自治体と接触する機会があまりない中で、実は都道府県単位で京都府のように研修会などを行っておられれば、そこにお邪魔して公害紛争処理制度のお話などをさせていただいて、資料を共有させていただくということができれば、そういう場をお持ちのところは非常にありがたいと思っています。そういう気持ちもあって、できるだけ都道府県単位で会議を持たれるといいですよ、そのときはよかったら呼んでくださいというようなことを呼びかけています。

【吉田会長】この対談のためにいただいた資料を改めて拝見して、公調委が、制度の周知のために様々なことを、実はやっていたのだということを今回初めて知ったところもありました。「ちょうせい」も改めて読むと、いろいろ工夫して、いろいろなものを載せていただいているように感じたね。

【荒井委員長】そうなんですよね。なかなか普通はあまり読まない。読まれないところが、ちょっと残念なところではあるのです。読んでいただければ本当に有用な参考になるアイデアとか情報がかなり出ていると思うのですけれども。

そういう広報については引き続き力を入れていかなければならないと、今会長のご意見も重く受けとめますけれども、ほかに何か、どんなことでも結構ですので、我々公害等調整委員会が全国との関連でもいいですし、うち独自の活動でも結構ですけれども、こんなことをしたらいいのではないかというようなことがあればお聞かせください。

【吉田会長】例えば、公調委で行われている調停や裁定の、市町村職員による見学や傍聴がもし可能だったら、それもモチベーションにはなるかなとは思っていますね。例えば原因裁定ってどんなものかわからないでしょっていうことで、どうぞ市町村の方も見に来てくださいというような行き来があるようなカルチャーをつくるのもいいかなと思います。見ることでいろいろな意味でイメージが湧いたりしてくるのではないかなと思います。

【荒井委員長】 そうですね。確かに裁定手続はあまり知られていないかもしれませんね。

【吉田会長】 あるいは、この制度による調停によって、納得のいく解決をした当事者からの声といったものも、少ないかもしれないけど、紹介できるといいかも知れません。

【荒井委員長】 確かにいい解決が調停の手続で与えられた場合に、その当事者から「こんな解決をしてもらえた」というようなことが紹介できれば、それは同じような紛争で悩む人たちには、大きなインパクトになるでしょうから、各公害審査会の中で、そういうケースがあったら、こちらにお寄せいただいて、こちらが全国に刊行物なりを通じて紹介していくというようなことは有効かもしれませんね。

【川淵局長】 実は広報の悩みは、なかなかメディアに取り上げていただけないというのがあって、個別の事件を離れての広報の機会は、年次報告書を発表するときと、公害苦情の状況を11月ぐらいに発表するのですけれども、そのときにどれだけ取り上げてもらえるか、ということなのです。

【吉田会長】 静かに活動しているところを取り上げてもらうのはなかなか難しいですね。

【荒井委員長】 現状としてはなかなか厳しいところがあるなどは思うのですけれども、やっぱり地道に広報の努力をしていくということに尽きるのかなとは思いますが。そういう中で先程吉田会長も言われましたが、現場の苦情担当者といった、最初にコンタクトを持つ人たちになるべく具体的なイメージで知っておいてもらうということがベースになるのかも知れないですね。

あと何か最後に我々に対するアドバイスのなもの、どんなことでも結構でございますが、ございませんでしょうか。

【吉田会長】 事務局から何かありますか。ここで言うておきたいことなど。

【京都府公害審査会事務局】 最近の公害苦情の傾向は、インターネットなどで得た知識を自己流に解釈した上で相談されることが多くなっていますので、まず市町村の職員には、しっかりとした知識を身につけてもらう必要があるのかな、と感じています。そういうこともあって、我々も研修会を毎年開いているんですが、公調委からは昨年も職員と公害苦情相談アドバイザーの方に来ていただきました。

【川淵局長】 私どもから具体例を説明、紹介する際に、我々が扱っている裁定事件と、他の都道府県の調停の事例、どちらのほうが参考になりますか。

【京都府公害審査会事務局】 おそらく市町村職員は、特に調停とか裁定とかこういう司法的な制度というのは実は疎いのですけれども、直接行政をしていますと、最近はやはり訴訟とかは避けて通れないものですので、知りたいという好奇心は皆すごく強いのです。「ちょうせい」に載ってありました原因裁定のお話も、市町村の方はすごく興味を持たれているようです。そういった手続について、少しでも知識が欲しいというのが現場の実際ですね。

【荒井委員長】 市町村での公害苦情相談担当者の方々に、この公害紛争処理制度をトータルで知ってもらおうということが必要なのかも知れませんね。公害苦情相談が来て、その自治体で解決に向けて努力されるわけですが、それでもなかなか解決できないようであれば、都道府県の公害審査会で調停を試みる。そこでもし解決できなければ、公調委の裁定手続がありますよ、というような。その裁定手続の中で話し合いができるのであれば、職権での調停という方法もありますよ、ということも含めて、この制度をトータルで知っておいてもらうということ、そういう情報提供の仕方をまた我々も工夫していく必要があるのかも知れないですね。

【京都府公害審査会事務局】 都道府県の公害紛争処理の事務局としては、他の都道府県の事例紹介は非常に参考になっています。成立事例が少ない中で、どうやったら成立するかというのは我々としても非常に悩んでいるところでして、連絡協議会等での成立事例の紹介(今年だと大阪府等、昨年だと福岡県等)は非常に参考になっていますので、そこは引き続きやっていただくと、すごい助けになると思います。

【吉田会長】 あれはまさに公調委にさせていただくと一番いいことですので。

【川淵局長】 さて、話は尽きないわけですが、大体予定の時間になりましたので、この対談を終了したいと思います。吉田会長及び京都府公害審査会の事務局の皆様には、本日は大変貴重な時間を割いて東京までお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

【荒井委員長】 本当にいろいろと具体的なお話を伺うことができまして、ありがとうございました。成立事例のお話は私どもとしても非常に参考になりましたし、長年こういう公害問題に携わっておられる吉田会長ならではの本当に貴重なアドバイスをたくさん頂けたと思います。また、京都府の事務局の皆様からも多くの有益なお話を伺えて、今日は本当にいい機会になったなと思っております。これからもいろいろと教えていただいて、知恵を貸していただければありがたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

【吉田会長】 ありがとうございました。

(平成30年9月21日開催)

岡崎市は愛知県のほぼ中心に位置し、人口約 39 万人を抱える西三河の中心都市の一つとして発展を続けています。市内には、市域の約 6 割を占める森林や、その水源から市内中心部を流れる乙川などがあり、豊かな自然に恵まれています。

その一方、本市は「徳川家康公生誕の地」、赤味噌ブランドである「八丁味噌発祥の地」など多くの歴史的遺産を有する地でもあります。一昨年、市政施行 100 周年を迎えたことを機に、次の 100 年を見据えた新たな取組も進めています。具体的には、乙川を中心とした河川周辺整備（乙川リバーフロント計画）や、市内ターミナル駅前の大規模整備、大型商業施設の誘致などを進めているほか、ゆるキャラの「オカザえもん」や、本市出身のクリエイター、故内藤ルネのイラストを活用したプロモーションを通じて、新たな岡崎市の魅力の創出に努めています。



岡崎衛門之介(おかざきえもんのすけ)
ことオカザえもん

さて、環境部環境保全課は総勢 16 名で、環境保全係と自然共生係の 2 係で構成されています。私の所属する環境保全係は 6 名から成り、事業所の監視・指導や各種届出の受け付け、苦情相談（野焼き関係は他課）などの事務を担当しています。一方、自然共生係は、ごみ屋敷や犬ふん、雑草など環境美化対策のほか、自然環境の保護・保全に係る事務を担当しており、課全体の業務範囲は多岐にわたります。今年 10 月には、市の公園の池の耐震工事に合わせて、池の水を全部抜き、外来種の駆除も行いました。

環境保全係に話を戻しますと、平成 29 年度の苦情件数は 189 件で、ここ数年は年間 200 件前後で推移しています。苦情内容としては、毎年、騒音が全体の約半数を占め、残り半数を大気、水質、悪臭の苦情が占めている状況です。

近年の苦情の傾向としては、ご近所付き合いなどのコミュニティ意識の低下もあり、個人間の生活環境に起因する問題が多く寄せられています。その多くは、騒音・振動、悪臭といったいわゆる感覚公害に関するもので、その内容も様々です。話を聴くと、大抵は当事者間の円滑な話し合いができず、その対応や解決を行政に委ねるものですが、行政としてもよるべき法令や基準がなく、日々対応に苦慮しています。

また、工業地域など騒音・振動の規制基準が比較的緩い地域において、工場と住宅が近接してい

ることに起因する苦情も近年多く、対応に苦慮するケースの一つです。この場合、事業者は「工業地域だから工場を構えている（基準も満たしている）」、申立者は「うるさくて困っているので何とかしてほしい」と主張が平行線になることが多々あります。また、夜勤など生活サイクルの異なる方からの苦情は、苦情の時間帯が昼間であるため、騒音測定を行っても規制基準を満たすことが多く、申立者が納得されないケースもありました。

今後、ますますライフスタイルが多様化し、また、外国人労働者など文化・背景の異なる人が多くなることも予想される中、行政に対する要望も多種多様なものになると予想されます。そしてその結果、われわれ行政が対応に苦慮するケースもますます増えてくるものと思われま

す。苦情対応は必ずしも申立者の満足が得られる結果になるとは限らず、もどかしい思いをすることもあります。個人としては日々知識や技術の習熟に努め、組織としては日頃から係内・課内の情報共有や連携という「組織力」の強化を意識して、今後も早期かつ実効性のある解決の一助になれるよう努めていきたいと思

ネットワーク

がんばってまーす

苦情処理で思うこと

福島県福島市環境部環境課技師

中村 誠彌



花見山からの眺望

福島市は、福島県の中通地方の北部に位置し、人口 279,902 人、面積は 767.2 km²と広大な市域を有しています。東は、阿武隈山地、西は吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中に開け、荒川、松川、摺上川などの河川が市域を南から北に流れる阿武隈川に注ぎ、緑豊かな自然とともに、飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉の3つの温泉にも恵まれています。

春には、福島市が全国に誇る「花見山公園」で花を楽しみ、夏から秋にかけては吾妻小富士や磐梯吾妻スカイラインで眺望を楽しみ、冬はウィンタースポーツや温泉を楽しむことができる楽しさいっぱいの街です。

福島市では、公害が重大な社会問題であることが認識され、国を挙げて公害対策が議論されていた昭和 45 年 10 月に、公害防止体制の確立を図ることを目的として「民生部衛生課公害係」が新設されました。その後の機構改革を経て、平成 20 年 4 月には「環境部環境課環境企画係」が公害問題と環境問題解決に向けた役割を担うようになりました。そして、平成 30 年 4 月、当市が中核市に移行することに合わせて、公害対策に特化した「環境部環境課環境保全係」の設立に至りました。

今年度からは、従来本市で対応していた「水質汚濁防止法」、「騒音・振動規制法」、「土壤汚染対策法」に「大気汚染防止法」などの業務が加わりました。事業者に対しては、届出窓口の一本化による合理化、市民に対しては幅広い苦情相談窓口の提供という大きなメリットがあったのではないかと思います。



立入調査の一コマ

苦情対応では、公害苦情が主ですが、近隣住居からの騒音や悪臭、害獣忌避のための爆音機や堆肥からの悪臭といった農業に係る相談もお受けしています。しかしながら、苦情の大半が法規制で縛れるものではなく、最終的には当事者間の話し合いに委ねる場合があります。ここで、対応に苦慮した事例を紹介したいと思います。

1つ目は、地域指定外の事業場の悪臭に関するケースです。本件は当該事業場周辺の住民の親族が帰省した際に、悪臭に我慢できず通報したものです。悪臭で相談いただく方の多くが、悪臭防止法を調べていらっしゃいます。その中で、問題となるのが地域指定です。本市では、都市計画法上の用途地域を悪臭防止法上の指定地域として定めていますが、当該地は用途地域外であるため、そもそも規制対象となりません。この点を踏まえて、発生源に対策を「指導」するのではなく「お願い」するのだということをご理解いただかなければなりません。本件では幸い、このことをご理解いただくことができました。

現地調査をし、今後の対策について伺うと、「脱臭剤の散布や悪臭の原因となる物質の量を調整する」とのことでした。この段階での懸念材料は、事業者の資金力の乏しさから思い切った対策が取れず、対策が小出しになり、改善策が「原因物質の完全除去がなされない対策」となることです。この場合、必ずしも申立人が満足するとは限らないため、対策—苦情—対策—苦情・・・の悪循環になりがちです。とはいえ、事業を差し止めることはできません。この時は発生源に対し、対策をする前に申立人に被害状況の確認やこれから行う対策説明を行い、トライアルアンドエラーの経緯を示すようお願いをしました。気象条件等で偶然、改善したものを対策によるものだと申立人が思い込んでしまったり、発生源は絶対何もしていないと思込んでしまったりすると、うまくいく話し合いもこじれてしまいます。

本件は、発生源と申立人のコミュニケーションはとられているようですが、対策—苦情—対策—苦情・・・のループに入りつつあります。発生源に話を聞くと、予算と技術の限界でどうしようもないようです。今後、当事者間でどのような落としどころを見つけるのか、現状としては注視するほかないと感じています。

2つ目は、近隣住宅などから発生する騒音や悪臭のトラブルです。工場や事業場の活動から発生する被害が公害であるとするれば、近隣から発生するものは都市生活型公害という認識かと思えます。公害規制に関する法律は工場や事業者を対象としていて、当然ながら市民個人の活動について規制するものではありません。この場合、発生源に指導をしてしまうと、行政が個人の活動に制限をかけた格好になってしまいます。

住宅街に住む方から、周辺から異臭がするという相談をお受けしたことがあります。申立人

は、嗅いだことのない臭いなので毒ではないかと大変心配している様子でした。付近には病院もあったので薬品等の漏えいが無いか確認をしました。最終的に発生源は申立人宅の隣家の庭で使用された虫よけの消毒剤であることがわかりました。発生源が顔なじみで、異臭の正体が市販の消毒剤であり無害であることがわかり、申立人からは笑顔がこぼれました。この事例からは、何をしているかわからない、原因がわからない、誰が原因者なのかわからないといった「知らない」ということが、申立人の心的苦痛になることがわかります。逆を言えば「知る」ことから心的苦痛を軽減できるわけですから、このような相談をお受けした時は申立人の「知る」ことをお手伝いできるように努力しています。

このようなとき、発生源の方には、周りの方に事前にお知らせをしてもらうようお願いしています。被害を受けたと自覚して、発生源に対して負のイメージを持った人に説明するよりも、負のイメージを持つ前に説明する方が円満に進む場合が多いと思います。

法規制が無い苦情では、自治体が基準値を示したり、届出を促したりすることはできません。解決に向けていかに申立人と発生源がコミュニケーションをとるかが、事業者の場合でも住民の場合でも、重要だと感じます。その中で、お手伝いできることがあれば、それに取り組んでいくことが私たちの使命だと思います。

ネットワーク

がんばってまーす

「対話力」と「法規制のあり方」

広島県福山市経済環境局環境部環境保全課

岩上 将也



みなさん、こんにちは。福山市環境保全課の岩上と申します。この度は、私が公害苦情処理を通じて大切だと感じていることなどを書かせていただきます。

最初に福山市の紹介をさせていただきます。福山市は、広島県と岡山県との県境に位置する、人口約47万人、市域面積518km²の中核市です。福山駅には新幹線「のぞみ」「さくら」が停車し、また主要高速道路が通っているなど、中国・四国地方の交通・物流機能の拠点となっています。

また本市は、「ばらのまち」として市民から親しまれています。戦後の復興を願い「荒廃した街に潤いを」と住民が約1,000本のバラの苗を植えたのが、ばらのまちづくりの始まりです。以来、地域や企業なども一緒になり、ばらの植栽・手入れを行い、市制施行100周年の2016年には「100万本のばらのまち」を達成しました。毎年5月に開催される「福山ばら祭」を始め、ばらを通じて、心に豊かな花を咲かせる活動の輪を広げています。

代表する観光資源として、潮待ちの港として栄え、歴史的な文化資源が数多く残る「鞆の浦」があります。江戸時代の灯台「常夜燈」、階段状の船着き場「雁木」など、当時の港湾施設が残る歴史を感じられる町です。映画「崖の上のポニョ」に、鞆の浦をモチーフにしたと思われる風景が数多く登場するなど、映画やテレビドラマのロケ地にも選ばれており、風情の残る穏やかな町並みが楽しめます。是非、福山市にお越しいただき、心癒されるひとときをお過ごしください。



鞆の浦（本号の表紙参照）

私は2015年度（平成27年度）に環境保全課に配属され、2年間は大気汚染、騒音・振動、悪臭等を担当し、その後2年間は水質担当として公害苦情処理を行っています。本市の公害苦情の状況は、近年では年間300件程度の公害苦情相談があり、約半数が大気汚染に関する苦情です。大気汚染に関する苦情としては、野焼きが大半を占めています。野焼き苦情の対応をして感じることは、田畑が多い地域では野焼きが日常的に行われており、その地域に、後から引っ越してきた人から苦

情相談を受ける事例が多いということです。当該事例では、ご近所同士で適切な関係が築けていないため、直接行為者と話したくないので、行政から野焼きをやめるよう指導してほしいと考えている場合が多いと感じます。しかし、行政から行為者に対し苦情があったことを伝えると、行為者は近隣住民への不信感を感じ、仮に野焼き行為を止めたとしても、地域の近所関係が悪化してしまいます。そのため、田畑のごみ等の野焼きの相談では、できるだけ本人同士や町内会など地域で話し合ってもらおうよう促しています。近所同士お互いに配慮できるようになることが、野焼き苦情の本当の解決ではないかと考えています。

私がこれまでの公害苦情処理対応で大切だと感じたのは「対話力」と「法規制のあり方」です。

1つ目の「対話力」は、苦情解決のためには苦情者と発生源者双方と信頼関係を築く事が必要であるため、信頼を得るための対話力が公害苦情相談員の最も重要な能力だと考えています。

私が公害苦情相談員になった1年目に、隣接する事業所の冷凍機の騒音苦情がありました。苦情を電話で受けたときは、室内でも夜寝られなくなるほど大きな音が聞こえるとのことでした。しかし、現場確認したところ、敷地境界では冷凍機の音が聞こえましたが、室内ではまったく音が確認できませんでした。当時、騒音苦情の現場で、音がまったく聞こえない状況を経験したことが無かったので、私は「何も言えねえ」状態になってしまいました。しかし同行していた同僚が、普段の騒音の発生状況、苦情者の生活習慣や発生源者との関係性などを聞き取り、今後の対応方針や苦情者の趣味の話など色々な話をする中で、最終的に苦情者と一定の信頼関係が築け、苦情者が自ら自宅の敷地に防音設備を作ることになりました。

苦情相談を受けるときは、苦情者の本音を引き出し、なるべく苦情者の望む結果になるよう対応します。もちろん、行政として理解・納得してほしいことを説明する必要がありますが、相手に理解・納得させて高い満足度を得るためにも、苦情者の置かれている状況や性格などに合わせて、相手の気持ちに寄り添って対話することが大切だと感じます。発生源者に対しても、まずは相手方の信頼を得て、周辺に配慮し、対策をとる「やる気」を引き出すために、話し方が大きく影響すると思います。話し方には正解は無いですし、それぞれの職員によって得意・不得意があると思いますが、数多くの経験を積んで、成功や失敗を経験すること、そして関係法令だけではなく、幅広い知識を身につけることで、話し方も上達すると思います。

2つ目の「法規制のあり方」は、騒音・振動規制法や水質汚濁防止法などにより、施設設置の届出が必要で、立入指導ができる工場等への規制の重要性です。騒音苦情で現場確認をしたとき、特定施設を設置している工場なのに、開放部分が多かったり、壁がスレート一枚だったりする場合があります。そのような工場は、昔からそこで操業しており、設置当初は周辺に住宅等が少なかった

ため、防音対策をしていない場合や規制基準を遵守する必要性の認識が薄く、指導しても効果的な対策が実施されない場合も多くあります。苦情が出ないような工場にするためにも、用途地域や立地条件に応じて、工場を建設する時点で、後に周辺に住宅ができることを想定して、最低限、規制基準を遵守できるような対策をとるよう指導すべきだと考えています。また、法令に基づく工場等への立入検査では、苦情が出ていなくても、適切な施設管理など、苦情の未然防止を指導し、事業者の環境問題への意識を高めることが大切だと思います。

公害苦情処理業務は、最善を尽くしても全ての苦情を解決することはできませんし、時には住民や事業者の方から厳しいお言葉をいただくこともあります。それでも、公害に困っている市民の方々を1人でも多く笑顔にするために、これからも精進したいと考えています。皆様も共にごがんばりましょう。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律 (平成 29 年 5 月 19 日法律第 33 号) について

環境省水・大気環境局土壤環境課

1 概要

本法律は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の施行の状況を踏まえ、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壤汚染状況調査の実施契機の拡充、都道府県知事による汚染の除去等の措置の実施命令制度の改善、健康被害のおそれがない土地の形質変更や自然由来等汚染土壤に関する規制の合理化、汚染土壤処理業の許可基準の厳格化及び承継規定の整備等の措置を講じたものである。

2 経緯と背景

特定有害物質による土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的に、平成 14 年に土壤汚染対策法（以下「法」という）が制定された。【P34 現行法の概要】

さらに、平成 21 年には、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号。以下「平成 21 年改正法」という）により、①土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充、②規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、③搬出土壤の適正な処理の確保等を内容とする改正が行われたところである。

平成 21 年改正法附則 15 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、平成 27 年 12 月、環境大臣から中央環境審議会に、今後の土壤汚染対策の在り方について諮問が行われた。

これを受け、平成 28 年 3 月より、中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会（以下「制度小委員会」という）において、自治体、産業界等の土壤制度関係者のヒアリングを行いつつ、検討が進められ、同年 12 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第 1 次答申）」（平成 28 年 12 月 12 日中央環境審議会答申。以下「第 1 次答申」という）がとりまとめられた。

第 1 次答申の内容を踏まえ、環境省において土壤汚染対策法の改正案がとりまとめられ、同改正案は、平成 29 年 3 月 3 日、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」として閣議決定され、第 193 回国会に提出された。

同法律案は、同年 4 月 4 日に衆議院環境委員会において提案理由説明が行われ、参考人質疑を含む 2 日間の質疑が行われた。同月 11 日の同委員会において可決され、同月 14 日の衆議院本会議で可決された。参議院環境委員会については、同月 20 日に提案理由説明が行われ、参考人質疑を含む 2 日間の質疑の後、同年 5 月 11 日の同委員会において可決、同月 12 日の参議院本会議に

において可決成立し、同月 19 日に公布された。【P35 改正法の概要】

改正法で措置された部分のうち、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 30 年 4 月 1 日）から施行（第 1 段階施行）される事項については、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 269 号。以下「改正令」という）が平成 29 年 12 月 25 日に、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 29 号。以下「改正省令」という）等が平成 29 年 12 月 27 日にそれぞれ公布され、平成 30 年 4 月 1 日に、改正法（第 1 段階施行）、改正令及び改正省令等が施行された。

また、改正法で措置された部分のうち、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 31 年 4 月 1 日）から施行（第 2 段階施行）される事項に係る政省令事項等については、制度小委員会での検討の結果、「今後の土壤汚染対策の在り方について（第 2 次答申）」（平成 30 年 4 月 3 日中央環境審議会答申。以下「第 2 次答申」という。）がとりまとめられた。その後、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 283 号）が平成 30 年 10 月 28 日に公布され、現在は、第 2 段階施行のための省令等の準備が行われているところである。

3 改正法の概要

以下では、改正法の概要について、政省令や第 1 次答申及び第 2 次答申の内容を交えながら詳述する。

1 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

法では、有害物質使用特定施設の廃止時に土壤汚染状況調査が義務付けられているが、法 4 条が適用される場合を除き、操業中の施設の敷地における土地の形質の変更や土壤の搬出には規制はない。また、有害物質使用特定施設が廃止された場合であっても当該敷地を継続的に、工場として使用し続ける場合等において土壤汚染状況調査が一時的に免除されており、有害物質使用特定施設の廃止件数のうち約 7 割から 8 割が該当する。

一方で、有害物質使用特定施設廃止時の土壤汚染状況調査が実施されたもののうち、約 5 割の土地で土壤汚染が見つかり、また、自治体の条例による操業中や一時的免除中の特定有害物質取扱事業場における規制（土地の形質の変更や土壤の搬出時）の調査（要措置区域等以外の 3000 m²未満の土地の形質変更に限る）により、3 割から 5 割の割合で土壤汚染が確認されており、搬出された汚染土壌は約 9 万 5000 トン（自然由来を除く）であった。このことを踏まえると、有害物質使用特定施設の操業中や土壤汚染状況調査義務の一時的免除中の土地であっても、同様の割合で基準不適合土壌が存在していると考えられ、当該土地の形質の変更や土壌搬出が行われる場合には、汚染の拡散が懸念されている。

こうした課題に対応するため、使用が廃止された有害物質使用特定施設の工場の敷地であった土地であって、健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたものについては土壤汚染状況調査が一時的に免除されているところ、当該確認に係る土地について、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、当該土地の所有者等はあらかじめ届け出なければ

ばならないこととし、また、都道府県知事は、当該届出を受けた場合は、当該土地の土壌の汚染状況について、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の結果を報告すべき旨を命ずるものとした（3条7項及び8項）。この一定規模については、第2次答申において、900㎡とすることが適当であるとされている。

なお、4条1項に基づく土地の形質変更の届出は、現在、3000㎡以上の土地の形質変更について行うこととされているところであるが、操業中の有害物質使用特定施設に係る同項の届出の要件の見直しについても同様に、900㎡とすることが適当であるとされた。

2 都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善

要措置区域については、特定有害物質の種類、汚染の程度や、健康被害が生じうる摂取経路（直接摂取又は地下水の摂取）等に応じて、実施すべき措置内容を明らかにした上で、都道府県知事により指示が行われる。平成27年12月1日現在、要措置区域に指定されている195件のうち、措置が未実施である区域は11件であった。

一方で、要措置区域において土地の所有者等が実施する措置については、指示措置のほか、これと同等以上の措置の実施についても認められているが、都道府県による確認が法令上定められていないため、計画段階や措置完了時に具体的な実施内容の確認が行われていないケースが存在している。

このため、土地の所有者等に対し、実施措置を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という）、変更計画及び措置完了報告書の提出を義務付けることとした。また、都道府県知事は、汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができることとする（7条1項から10項まで）

3 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出制度の整備

都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壌汚染の可能性はあるものの、臨海部にあつては一般の居住者による地下水の飲用及び土壌の直接摂取による健康リスクが低いと考えられ、産業活性化及び土地の有効活用のためにも、臨海部の工業専用地域における土地の形質の変更について、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から特例措置を設けるべきとの指摘がある。

他方、埋立地に立地する工業専用地域では、一定規模以上の土地の形質の変更の際の届出が年間約50件程度あり、そのうち土壌汚染状況調査を経て区域指定される土地が5割程度存在する。また、臨海部の工業専用地域であっても、付近に飲用井戸等が存在する箇所も存在する場合があります。さらに、保育所や小規模店舗等の立地は可能であつて一般の人の立ち入りが可能な場所も存在している等の状況にある。

これらについては、規制改革実施計画において、「工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。」とされていた。

こうしたことを踏まえ、形質変更時要届出区域において、次の①及び②のいずれにも該当する土地の形質の変更であって、あらかじめ都道府県知事の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理の方針に基づく行為については、工事ごとの事前届出に代えて、環境省令で定める期間ごとに事後届出をすることとした。(12条1項及び4項)

- ① 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更
- ② 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

4 汚染土壌の処理に係る特例等

自然由来基準不適合土壌及び埋立柱材由来基準不適合土壌については、平成28年6月1日現在で、それぞれ自然由来特例区域として109件、埋立地特例区域として10件の指定が行われており、専ら自然由来又は埋立柱材由来であることが都道府県により確認されている。

自然由来又は埋立柱材由来基準不適合土壌は、濃度が比較的低くかつ地質的に同質な状態で広く存在しているものの、人為由来と同様に汚染土壌処理施設での処理が義務付けられている。これらの土壌は、地質的に同質な状態で広がっているが、近隣の同様の自然由来特例区域への搬出も制限されており、活用が難しいだけでなく、近隣での仮置きができず、工事の利便性が悪いとの指摘がある。

また、路盤、堤体等を利用して設ける埋立処理施設の許可を受けて、盛土構造物として現場の活用(処理)をすることも可能ではあるが、これまで許可を受けた施設がなく活用が進んでいない。

さらに、管理型処分場については汚染土壌の埋立処理施設の許可を取得することが可能であり、水面埋立てについても、管理型処分場において許可を取得した上で活用(処理)している事例があるが、管理型処分場以外の海洋汚染防止法に基づく判定基準を満たす浚渫土砂等の受入れが可能な場所での水面埋立てへの活用がなされていない。

なお、日本では、自然由来であっても汚染土壌処理施設で処理することとなっているが、オランダやドイツでは、自然由来を含めた低汚染土壌は原則として資源として取り扱われ再利用されているところである。

こうした課題については、規制改革実施計画において、「自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。」とされている。

これらのことを踏まえ、土壌の汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する等の一定の要件を満たす形質変更時要届出区域(以下「自然由来等形質変更時要届出区域」という)内の土地の土壌を、当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令で定める土地の形質の変更

に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合等について、汚染土壌の処理の汚染土壌処理業者への委託を不要とすることとした。(18条1項及び2項)

また、国又は地方公共団体（以下「国等」という）が汚染土壌の処理を行うことについて、国等と都道府県知事との協議が成立したときは、国等に対して汚染土壌処理業の許可があったものとみなす特例を定めた。(27条の5)

5 その他

(1) 土地の形質の変更の届出・調査手続の迅速化

一定規模以上の土地の形質の変更を実施する際は、当該内容を届け出た上で、公的届出資料等の行政保有情報をもとに、都道府県知事が汚染のおそれがあると判断した場合のみ、調査命令が行われることとなっているが、都道府県によっては、より正確に汚染のおそれを判断するため、土地の所有者等が把握している私的資料等の土壌汚染状況調査時に活用することとなる資料の事前提出を求めている。また、届出が行われた上で、汚染のおそれが判断され、その後調査が行われる仕組みであることから、手続に時間を要している。

これを踏まえ、一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事に対し、土地の形質の変更の届出に併せて土壌汚染状況調査の結果を提出することができることとすることとした。(4条2項)

(2) 指定が解除された区域に係る台帳の調製・保管

要措置区域等の指定が解除された場合は、台帳から削除することとされており、実際に行われている削除方法は、解除台帳へ移したり、取り消し線や解除を明記してそのまま保管したりしている都道府県等もあるが、多くは台帳から取り除かれている。一方で、区域解除された旨の記録を残すことについては、土地取得時に詳細な土地履歴を把握することや区域指定が解除された旨を容易に確認することに資するとの指摘がある。

このため、区域指定が解除された要措置区域等についても台帳を調製及び保管しなければならないこととすることとした。(15条1項)

(3) 汚染土壌処理業に係る欠格要件及び承継規定の整備

第1次答申において、汚染土壌処理業の許可の譲受け、合併、分割、相続、暴力団排除について法令に位置付けられていないため、汚染土壌処理業が適正に行われるよう、許可の譲受け、合併、分割、相続、暴力団排除について法令に位置付けるべきとの指摘がなされている。

このため、汚染土壌処理業に係る欠格要件を定める法22条3項2号について、①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、②営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が欠格要件に該当するもの、③法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに欠格要件に該当する者のあるもの、④個人で

政令で定める使用人のうちに欠格要件に該当する者のあるもの、及び⑤暴力団員等がその事業活動を支配する者の5項目を追加することとした。(22条3項2号)

なお、上記③の政令で定める使用人の要件については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物処理業の例等を踏まえ、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第269号)により、汚染土壤処理業の許可の申請者の使用人で、本店又は支店等の代表者であることが定められている。

また、汚染土壤処理業の譲渡・譲受、汚染土壤処理業者である法人の合併・分割及び汚染土壤処理業者が死亡した際の相続に関する規定を整備し、都道府県知事の承認を受けた場合には汚染土壤処理業者の地位の承継等ができることとした。(27条の2から27条の4まで)

なお、都道府県知事の承認を受けるために必要な申請書、添付書類等については、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令(平成29年環境省令第30号)により、新たに規定が設けられている。

(4) 指定調査機関の届出事項の変更手続

指定調査機関の届出事項に変更がある際には、14日前までに届け出ることが義務付けられているが、指定調査機関の届出事項については、代表者又は役員の変更等、14日前までに決定しておらず届け出ることが困難な事項がある。

指定調査機関の届出事項の変更の手続は、審査を前提とした事前届出制度ではないこと、変更後でなければ届出が困難である事項があること、他法令の制度においても事後届出制が多いことから、指定調査機関に係る変更事項について事後届出に変更することとした。(35条)

(5) 都道府県知事による情報収集事項の追加

都道府県知事は、要措置区域等の指定に当たっては、「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとし政令で定める基準」(法6条1項2号)に基づき、要措置区域か形質変更時要届出区域のいずれかに指定すべく、「地下水の利用状況」(政令第5条第1号イ)の適切な把握も必要とされているところである。都道府県等が飲用井戸等に係る情報を把握しやすくするよう、都道府県知事による情報収集事項として、人の健康被害の防止に関する情報収集を追加した。(61条1項)

(6) 有害物質使用特定施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備

有害物質使用特定施設における調査については、土地所有者に義務が課されているが、有害物質使用特定施設設置者と土地所有者が異なるケースが約3割存在しており、有害物質使用特定施設設置者の協力が得られない場合は、使用等されていた物質や位置の特定に支障を生じている。

このため、有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。こととした。(61条の2)

6 施行期日

5の改正事項については、平成30年4月1日に施行され、1から4までの改正事項の施行期日については、平成31年4月1日とされている。

土壌汚染対策法(現行法)の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)(操業を続ける場合、調査を猶予)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度
- ・処理基準の順守
- ・違反への改善命令

その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)
- ・土壌汚染対策基金による助成

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の概要

土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壤汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ずることとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壤の処理に係る特例制度の創設等の措置を講ずる。

背景

平成21年改正法(22年施行)の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなった。

〔課題1〕土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壤汚染状況調査が猶予されている土地において、土壤汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散が懸念。

〔課題2〕汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていなくても、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

〔課題3〕リスクに応じた規制の合理化が必要(※)

臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれが高いが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

基準不適合が自然由来等による土壤であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壤処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

【参考】現行の土壤汚染調査・対策の流れ

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合猶予)
- 大規模な土地の形質変更時 等

汚染あり

区域指定

- 要措置区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 都道府県知事が措置を指示
- 形質変更時要届出区域
(汚染の除去等の措置が不要な区域)
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

汚染土壤の搬出規制

- ①②の区域内の土壤の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壤処理施設での処理のみ可能

法律案の概要

※規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)において、平成28年度までに「臨海部の工業専用地域の土地の形質変更及び自然由来物質に係る規制の在り方について、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得て、措置する」とされている。

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大(第3条)

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合(軽易な行為等を除く)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等(第7条)

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3. リスクに応じた規制の合理化(第12条、第16条、第18条)

- 健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- 基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成30年7月～9月）

平成30年7月～9月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
7月5日	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京
7月10日	富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成30年7月～9月）

受付事件の概要

四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第8号事件）平成30年8月16日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（平成30年（セ）第3号事件・（ゲ）第9号事件）平成30年8月20日受付

本件の責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(平成30年(ゲ)第10号)平成30年8月20日受付

本件は、申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第4号事件)平成30年8月28日受付

本件は、申請人らが、国分寺市(被申請人)が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、心臓動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、損害賠償金合計385万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

(平成27年(セ)第10号事件)

1 事件の概要

平成27年12月25日、愛知県知多市の住民1人から、船舶等製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、その所有する車両を被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の作業により細かい白色の塗料のようなものが飛散し、申請人の所有する車両に多数付着したとして、修理費用等63万7013円の損害賠償金等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年8月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成29年(セ)第3号事件・平成29年(ゲ)第1号事件)

1 事件の概要

平成29年2月6日、高知県高知市の住民1人から、隣接する缶詰会社を相手方（被申請人）として責任裁定と原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2200万円の支払を求めたものです。

また、原因裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人の工場から悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである等の原因裁定を求めたものです。

裁定委員会は、平成29年3月14日、これらを併合して手続きを進めることを決定しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から生じる騒音・振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査、申請人本人、被申請人代表者及び参考人の各尋問を実施するなど、手続きを進めた結果、平成30年8月29日、責任裁定申請事件については、本件申請を棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部認容その余の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件

（平成29年（ゲ）第4号事件）

1 事件の概要

平成29年7月4日、静岡県富士宮市の住民1人から、改良柵設置者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅敷地に生じた地盤沈下は、被申請人が設置した改良柵4個に亀裂、部品同士の接合部分のずれが生じ、また、全ての改良柵が沈下したことにより、改良柵及びこれに接続する下水管に亀裂、隙間が生じ、そこから下水管内に申請人宅の敷地地下の土砂が流入したことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、地盤沈下に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続きを進めた結果、平成30年9月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成30年7月～9月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福島県 平成30年(調)第1号事件	マンション受水槽設備からの騒音被害防止請求事件	30.9.25
埼玉県 平成30年(調)第2号事件	金属精錬工場からの大気汚染・騒音被害防止請求事件	30.9.12
岐阜県 平成30年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの騒音等被害防止請求事件	30.8.8
愛知県 平成30年(調)第2号事件	ダンボール製品製造会社からの騒音被害防止請求事件	30.9.21
京都府 平成30年(調)第2号事件	漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	30.8.22
奈良県 平成30年(調)第1号事件	プラスチック製品製造加工会社からの騒音・振動被害防止請求事件	30.7.4
沖縄県 平成30年(調)第1号事件	コンビニエンスストアからの悪臭被害防止請求事件	30.7.10

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 平成30年(調) 第1号事件 [工場解体工事による振動等被害損害賠償等請求事件]	栃木県 住民1人	不動産会社 /住宅販売 会社/建設 会社	平成30年5月14日受付 被申請人らが行った工場解体等工事で発生させた振動により、申請人住宅は損害を受けた。また、申請人は前述の住宅損害により、うつ病を発症するとともに、肉体的精神的被害を受けた。よって、(1)被申請人らは、申請人に対し、連帯して、損害賠償金等13,920,345円を支払うこと(2)被申請人らは、連帯して費用負担し、申請人住宅の目視被害調査困難個所の専門業者による調査補修を実施すること、同業者は申請人の承認する業者とすること。	平成30年8月31日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
千葉県 平成29年(調) 第3号事件 [一般廃棄物処理施設における操業停止等請求事件]	千葉県 地元自治会	自治体	平成29年3月21日受付 施設が稼働開始したときから現在まで、施設の存在及び稼働により多大な被害を受け、受忍してきたが、申請人及び被申請人の間で締結した確認書の期限までに操業停止が履行されない。よって、被申請人は、①一般廃棄物処理施設をただちに操業停止すること、②停止期限までに一般廃棄物処理施設の稼働を停止できなかったことについて、具体的補償内容を示し補償すること、③一般廃棄物処理施設の撤去の開始及び跡地の利用について、直ちに協議すること。	平成30年8月16日 調停取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[コンビニエンスストアからの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民3人</p>	<p>コンビニエンスストア 本社A社/ コンビニエンスストア 店舗オーナーB/不動産会社C社</p>	<p>平成29年5月8日受付</p> <p>申請人らは、コンビニエンスストアの室外機の稼働音、駐車場内における来店者の自動車音や荷物・廃棄物の搬入搬出音等の騒音等により、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人A社及びC社は、連帯して、申請人に対し、損害賠償として金300万円を支払うこと。被申請人A社及びBは、①40dBを超える音量の騒音を申請人の敷地に侵入させないこと、②駐車場を利用する車両の排気ガスから発生する異臭並びに駐車場利用者及び来店者の喫煙による煙草煙を申請人の敷地に侵入させないこと、③申請人ら宅に店舗及び来店の自動車の照明を侵入させないこと。</p>	<p>平成30年8月21日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催手続を進めた結果、調停案を作成し、当事者に対して受託を勧告した。調停委員会が受託を勧告した調停案に対し、申請人ら及び被申請人らから受託しない旨の申し出はなく、当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を書面で通知し、本事件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 平成29年(調) 第3号事件</p> <p>[貸おしぼり工場からの騒音・振動等被害防止等及び損害賠償請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民1人</p>	<p>貸おしぼり 会社</p>	<p>平成29年6月15日受付</p> <p>申請人とその家族は被申請人工場からの騒音、振動、悪臭等により、家への物理的影響、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①騒音規制値を守ること、②騒音に関する損害賠償を支払うこと、③振動を起こす機械(洗濯機、コンベアー等)を新しくすること。それが出来なければ、精神的慰謝料を支払うこと、④道路にリネン類等の物を置かないこと。屋外の貯水タンク等から公共の場である道路への漏水を止めること。近隣環境に配慮し近隣に不快な思いをさせないように保つこと、⑤被申請人の出入り業者の活動によって起きる騒音、振動、悪臭、その他について被申請人の責任で対処すること、⑥被申請人とその出入り業者は、車両の移動は8時以降から22時までとし、荷卸し等の作業は8時以降から21時までにする。ただし、左記時間帯でも騒音規制値を守ること、⑦荷卸し等の作業において、カートを今までどおり使用しないこと。出入り業者にも、昼間でも騒音規制値があることを説明し協力してもらうこと、⑧被申請人の責任ある立場の者が、新人や作業員全員に、定期的に、近隣住民との関係や条例の規制値について、研修等の社員教育を徹底すること、⑨工場が稼働している間は、電話で連絡が取れるようにすること(原則留守電不可)。折り返し電話が欲しい旨の留守電がある場合は、直ちに連絡をし、遅くとも必ずその日のうちに連絡をすること、⑩行政機関に対しても、申請人に対しても、誠実に</p>	<p>平成30年7月4日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、現地調査、6回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>対応し虚偽の報告をしないこと、⑪被申請人の開口部（窓、扉、シャッター等）について、1階及び2階の東側と北側の全ての窓、2階の作業場の西側の窓を閉めること、⑫常時作業状況に細心の注意を払い、騒音、振動、悪臭等、近隣に迷惑となる事象を発生させる可能性がある場合、未然に対処すること。万が一発生した場合には、被申請人は、申請人が被申請人に連絡する前に直ちに対処し、申請人に連絡すること、⑬万が一騒音・振動を起こしたら、その機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと。申請人が騒音・振動に気づいて被申請人に報告したら、被申請人はその機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと、⑭悪臭の発生を抑えること、⑮申請人が被申請人の機械等の状況について説明を求めたら、「何の機械が原因なのか」、「いつまでに直すのか」等の状況を伝えること。この時、申請人は被申請人から事業所で直接、機械等の説明を受けることができるものとする、⑯屋外作業に伴う公害の防止や機械全体について不具合等を未然に防ぐための対策を記載した「管理マニュアル」を作成し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を厳守すること。それでも不具合が起きた場合、管理マニュアルを更に厳しく改善し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を遵守すること。また、維持・管理費を計上し、不具合が起きないように定期的なチェックや定期的な部品交換も含めたメンテナンスノートを作成し、メンテナンス内容を記載、保存し、申請人が要求した場合には開示すること。</p>	

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 平成30年(調) 第2号事件 [事業活動に伴い発生する粉塵等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件]	神奈川県 住民1人	砂利等生産 販売会社	平成30年3月16日受付 被申請人会社は、砂利、砂その他骨材の生産及び販売等の事業を営んでおり、申請人が経営する食堂は、事業活動により発生する粉塵や、東側を通行する大型車両による騒音・振動に悩まされている。よって被申請人は、①粉塵等の公害防止措置を講ずること。②大型車両の東側通行に伴う騒音・振動等につき、通行時間の制限を含む公害防止措置を講ずること。	平成30年8月21日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
長野県 平成30年(調) 第2号事件 [グラウンド騒音防止請求事件]	長野県 住民2人	市町村及び 一般財団法人2社(グラウンド管理)	平成30年2月20日受付 Aグラウンドで発生する、アメリカンフットボールの練習に伴う騒音及び草刈り作業による騒音は、生活環境保全上の受忍の範囲を超えている。よって、被申請人らは、Aグラウンドの事業運営に伴う騒音を55dB以下にすること、かつ、アメリカンフットボールの練習に利用することは止め、騒音の低い他のスポーツなどに変更すること。	平成30年8月30日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
京都府 平成29年(調) 第1号事件 [マンションの機械式駐車場等からの騒音被害防止請求事件]	京都府 住民1人	マンション 管理会社及び マンション 管理組合	平成29年4月20日受付 平成25年に申請人自宅の東側に建設された、被申請人のマンションの機械式駐車場及びバイク駐輪場からの騒音により、申請人の睡眠が妨げられている。よって、被申請人は、機械式駐車場とバイク駐車場の場所を変更し、極力騒音を出さないよう心がけること。	平成30年9月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、被申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成29年(調) 第1号事件 [鉄骨建材加工工場 からの騒音・振動 被害防止請求事件]	鉄骨建材加工会社	大阪府 住民1人	平成29年2月9日受付 申請人は、被申請人からの苦情を受け、防音壁を設置するなど防音対策を講じてきたが、被申請人からの苦情が止まなかった。申請人は、今後も近隣被害を生じさせない努力を続けるが、これ以上感情的対立に至らせないことが騒音紛争の解決に必要と考える。よって、被申請人は、申請人に対する苦情(騒音振動被害)につき、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を図ること。	平成30年9月19日 調停取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成30年(調) 第3号事件 [金属加工工場から の悪臭被害防止請 求事件]	コンベヤベルト加工会社	金属加工会社	平成30年4月13日受付 被申請人会社工場から放出される塗料成分を含んだ異臭により、申請人会社工場では従業員に頭痛、喉の痛み、めまい等の健康被害や製品・商品の管理上の問題が発生し、被申請人工場を管理する不動産会社に対処を要望したが、改善されない。よって、被申請人は、①当初の通り、工場を機材ストック場としてのみ運用すること、②上記が出来ない場合は、発生臭を工場建屋内から外に流出しないように機密設備等の対策を講じなければならない。	平成30年8月29日 調停成立 調停委員会は、現地調査及び2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>福岡県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[配水管布設替工事に伴う振動被害損害賠償請求事件]</p>	<p>福岡県 住民2人</p>	<p>特別地方公共団体 (一部事務組合)</p>	<p>平成30年6月25日受付</p> <p>平成29年11月29日前後の「大井地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響で、敷地内の地盤の変動・自宅建物の構造躯体・瓦・外溝等の被害を受けました。被害の原因は工事に関する法令違反で、</p> <p>①工事前の調査不足・・・水道管工事標準規則、施工管理基準違反 軟弱地盤、地下水・井戸、埋設物の確認、近接する建物の現地調査、写真撮影も行っていない。</p> <p>②掘削工事の土留め工事を行っていない・・・水道法、振動規制法違反 矢板工事、掘削工法、ルートを選定、機種を選定を行っていない。</p> <p>③住民から被害の訴えがあるのに相談に応じない・・・振動規制法違反</p> <p>④不法侵入・・・水道管工事標準規則違反 立会の約束を反故にして、許可なく無断で敷地内に侵入する信頼を裏切る不誠実な行為。</p> <p>よって、①被申請人は、福岡県宗像市大井501番地の3に所在する建物と敷地について、平成29年11月29日前後の「大井地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響で受けた、自宅建物の原状回復修理や敷地内地盤の改良を行うこと、②「大井地区配水管布設替工事」の水道工事標準仕様書の環境対策（建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 昭和62年3月30日付け建設省経機発第58号）の報告書、工事写真一式、設計図書の情報開示をすること。</p>	<p>平成30年8月30日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>熊本県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[飲食店からの悪臭 等被害防止及び損 害賠償請求事件]</p>	<p>熊本県 住民2人</p>	<p>飲食店</p>	<p>平成29年10月25日受付</p> <p>平成29年2月に被申請人が開業した飲食店からの悪臭、騒音により、過大なストレス、睡眠障害等の被害を受けている。よって、被申請人は、①悪臭対策の脱臭装置、油煙除去装置を設置すること、②騒音対策の防音壁を申請人ら宅に面する箇所に設置すること、③エアコン室外機5台、換気扇ダクト、給湯燃焼器等を申請者ら宅に面しないところへ移設すること、④夜間営業時間を短縮すること、⑤申請人Aに対し、損害賠償100万円を支払うこと、⑥申請人Bに対し、損害賠償50万円を支払うこと。</p>	<p>平成30年7月18日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成30年7月1日から平成30年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども

公害紛争処理の対象となります。

紛争を解決するには、まずは相談を。



公害紛争処理制度に関する相談窓口

こうちょうい

公調委 公害相談ダイヤル



03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00

(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX : 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

第95号 平成30年11月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先：総務課広報担当

TEL : 03-3581-9601 (内線 2315, 2347)

FAX : 03-3581-9488

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



詳しくはこちらへ →

公害等調整委員会

検索